

平成26年4月から

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

● 産前産後休業期間中の保険料免除

- ※ **平成26年4月30日以降**に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。
- ・ 産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

《手続き》

- ・ 事業主の方は『**産前産後休業取得者申出書**』を提出する必要があります。
- ・ 詳しくは、裏面をご参照ください。

● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- ※ **平成26年4月1日以降**に産前産後休業が終了となる方が対象となります。
- ・ 産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》

- ・ 被保険者の方（事業主経由）は『**産前産後休業終了時報酬月額変更届**』を提出する必要があります。

※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

● 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・ 3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

（「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です）

《イメージ》

- ・ 青い太線（**—**）は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・ 青い破線（**.....**）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。

休業等	育児休業(第1子)	就業(3歳未満の第1子を養育)	産前産後休業(第2子)
標準報酬月額	保険料免除	育児休業等終了時改定 下回る前の標準報酬月額とみなす	特例措置の終了
		実際の給与額	保険料免除

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

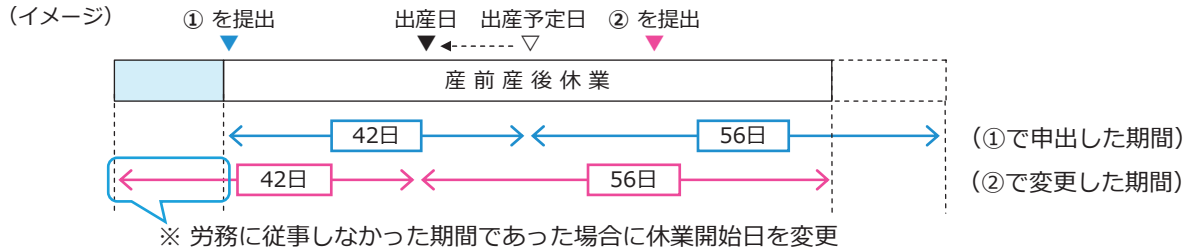
産前産後休業期間中の保険料免除の手続き例

！「産前産後休業取得者申出書」は、産前産後休業期間中に提出してください。

▶ 『出産前』に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

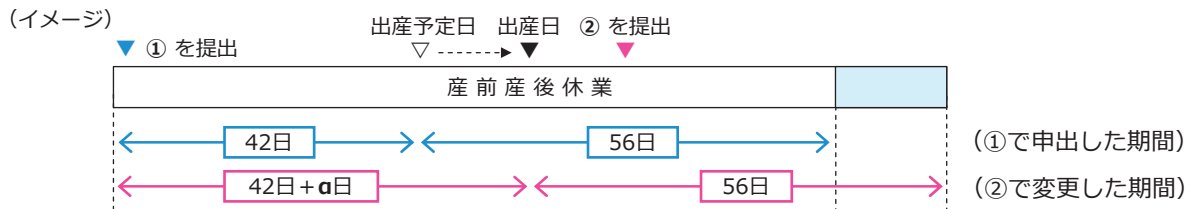
1 出産予定日より前に出産した場合

- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



2 出産予定日より後に出産した場合

- ① 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ② 出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出

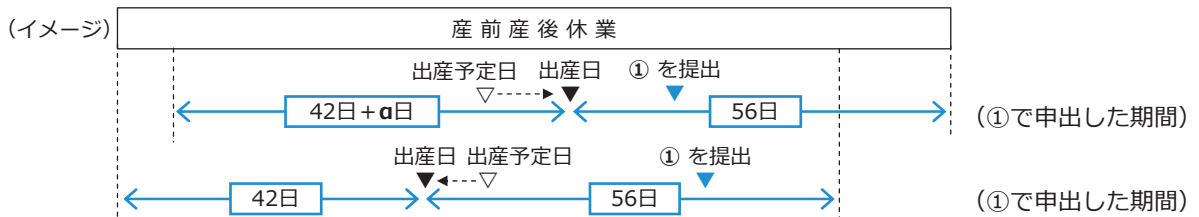


3 出産予定日に出産した場合

- ・産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ・その後、出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要

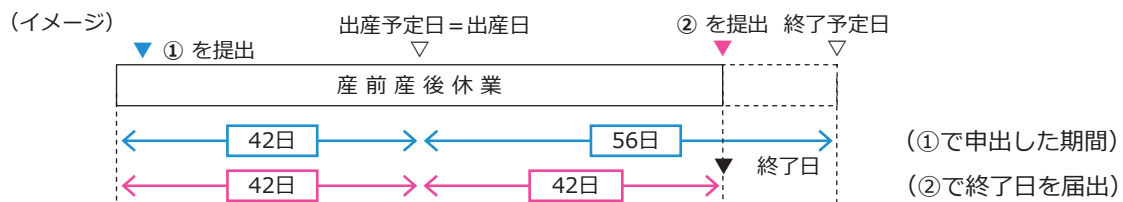
▶ 『出産後』に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

- ① 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出（出産予定日、出産日の両方を申出）



▶ 産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初申し出した①の産休終了予定年月日よりも前に産休を終了した場合は、②「産前産後休業取得者変更（終了）届」により終了日を届出（終了予定日どおりを終了した場合は、届出は不要）



● 健康保険の出産に関する給付（出産育児一時金、出産手当金等）に関する手続きについては、ご加入の全国健康保険協会の都道府県支部 または 健康保険組合 にお問い合わせください。